

金玉均の亡命に対する 日本社会の認識と対応

韓成敏

(原文は韓国語 翻訳：趙 秀一)

1. はじめに

甲申政変（1884）に失敗した金玉均を始めとする開化派は日本に亡命した。彼らは近代の日本社会が受け入れた初めての亡命者である。その後、「金玉均引渡しの件」は朝鮮・日本・清の外交における争点となり、彼の活動は常に目下の関心事であった。そして日本における金玉均の処遇は日本政府の最高議決機関である閣議で決まり施行された。したがって、亡命後の金玉均の活動に関する研究は、甲申政変後の韓日関係あるいは東アジアの国際関係史を捉える上で重要な意味をもつ。

亡命後の金玉均に注目した先行研究では、亡命直後の金玉均の引渡しをめぐる朝鮮政府と日本政府との交渉と紛争、1894年の金玉均暗殺事件の背後究明など、主に国際政治史あるいは外交史の側面から捉えられてきた。

近代的な政治亡命者を初めて受け入れた日本社会の認識と対応はそれほど注目されず、金玉均と親交のあった人物との逸話を紹介するものにすぎなかった。そこで、本稿では、金玉均を中心にした朝鮮の政治亡命者を、近代の日本社会がどのように認識し対応してきたかに焦点を当て検討したい。

2. 金玉均の日本亡命

金玉均や朴泳孝などの急進開化派は日本へ亡命し、1884年12月13日長崎に辿り着いた。しかし、彼らの亡命は、すぐには公にされなかった。甲申政変の事後処理で朝鮮及び清との交渉を予定していた日本政府は、開化派の亡命の件を公式に否定し、言論に対しても報道統制を実施したのである。

15日、日本の言論は初めて甲申政変について報道したが、しばらくの間、金玉均などの亡命や甲申政変における日本の関わりについては報じなかった²。こうした言論の報道は日本社会の反朝鮮・反清の感情を煽り、開化派を「日本党」と称するなど金玉均および開化派を感動させた。しかし、そうした世論と違って、甲申政変の責任を回避しようとする日本政府にとって亡命した開化派の存在は政治

¹ 『日本外交文書』17巻、351頁。

² 『時事新報』1884年12月18日；『朝野新聞』1884年12月23日、社説。

的な負担であった。亡命直後、金玉均らは福沢諭吉など日本国内の知人の援助で生活していたが、期待していた日本政府からの支援は一切なかった。そこで、1885年5月、朴泳孝・徐載弼・徐光範は福沢の勧めでアメリカへ渡り³、金玉均は日本に残って甲申政変時の日本政府の介入を暴露すると同時に、甲申政変の過程を回顧した『甲申日録』を執筆した。

朝鮮と日本との間に甲申政変に対する責任問題は「漢城条約」の締結によって一段落した。しかし、朝鮮政府の金玉均など亡命者に対する引渡しへの要求はその後も続いた。それに対し、日本政府は朝鮮とは「犯罪人引渡し条約」を結ばず、亡命者たちは国事犯であるため、万国公法の規定によって引渡すことはできないと拒んだのである⁴。

3. 亡命直後の日本社会の認識と対応

朝鮮政府は金玉均引渡しへの要求が日本政府から拒まれ続けると、最終手段として刺客を派遣した。当時、張激奎（張甲福）や池運永など刺客たちの企図は金玉均などの策略によって失敗に終わった。その直後の1886年6月1日、金玉均は井上馨外務大臣に書簡を送付し身元保護を要請したものの、日本政府の回答は国外退去命令であった。

思いも寄らぬ国外退去命令に金玉均は、まずは日本の警察の力が届かない治外法権地域である横浜に居場所を移し、駐日外交団を通して自分の助命運動を展開した。当時、東京では不平等条約の改正のための列国会議が開かれていた⁵。金玉均は日本が国際的に注目されていたこの時期を利用し、自分の問題を公論化しようと試みたのである。そんな中、6月7日、井上馨は朝鮮駐在の高平小五郎臨時代理公使に以下のような訓令を下達した。

金（玉均）は証拠による全ての力を動員し、裁判の手続きを通して正式に日本政府の保護を要求しようとしている。もしそうなった場合、実に結果は深刻になるだろう。（略）政府は準備が整い次第、金（玉均）をわが領土の外側へと離れさせる。しかし、金（玉均）は依然として何人かの外国人をバックにして提訴しようとしている。こうした状況で最も効果的な方法は、池運永を日本不在にすることである。朝鮮政府にこの状況を知らせると同時に、朝鮮政府にあなた個人の提案として、池運永に電報を打って直ちに日本を離れてもらうようにとアドバイスせよ⁶。

このように日本政府は不平等条約の改正のための列国会議で「金玉均暗殺未遂事件」が公論化することを予め封殺するために池運永を朝鮮に帰国させようとした。しかし、池運永が日本政府の要請による朝鮮政府の帰国命令を拒否すると、日本政府は23日、彼を朝鮮に強制送還した⁷。一方、金玉均には11日付で内務大臣山縣有朋より正式に国外退去命令が下された⁸。

³ 『時事新報』1885年5月28日。

⁴ 『日本外交文書』18巻、122～125頁。

⁵ 条約改正のための列国会議は、1886年5月から1887年4月まで全28回にわたって開催した（日本国際政治学会編、1957『日本外交史研究』明治時代、有信堂、208頁）。

⁶ 『日本外交文書』19巻、556頁。

⁷ 『日本外交文書』19巻、567～569頁。

⁸ 『日本外交文書』19巻、574～575頁。

しかし、日本は決して金玉均の国外追放を願っていたわけではないように思われる。6月2日、外務大臣井上馨は金玉均の「国外退去」を命令し、それと同時に「李鴻章などの要請通り金玉均を逮捕し清や朝鮮に引渡してはいけない」ということを言明している⁹。とはいえ、日本政府は金玉均を東京に存置するわけにもいかなかった。それというのも、朝鮮による暗殺企図は続くだろうし、それは日本の不平等条約の改正に悪影響を及ぼすおそれがあったからである。そういった日本政府の態度は、外交官の栗野が朝鮮政府の要求に回答した次の答弁にもよく表れている。

政治犯引渡しは国際法に従い考慮すべき問題である。通常、犯罪人引渡しに関する条約が結ばれていなければ、引渡されないが、ましてや政治犯引渡しは不可能なものである。もしも金玉均を引渡す場合、日本政府の欧米各国との関係は困難なものになるかも知れない¹⁰。

不平等条約の撤廃を外交活動の主な目標としていた当時の日本政府は、積極的な西欧化政策を推進しつつ、列強から文明国として認められることを喫緊の課題としていた。したがって、政治的な亡命者に対する暗殺事件が日本で起こり、国内治安の問題で列強に口実を与えることを避けていた。

国外退去命令は金玉均を小笠原島（小笠原諸島の当時の名称）へ送致するための口実であった。彼を東京に存置することも、国外に追放することもできなかった日本政府が金玉均に対する対応として選んだのが流刑ともいえる送致であった。しかし、名目上亡命者であり、法律を違反してもいない金玉均を送致する名分がなかったので、国外退去命令に対する違反を口実にしたのである。7月、日本政府は金玉均に対する国外退去方針を小笠原島への送致に変更した¹¹。そして山縣有朋は警視總監や小笠原島出張所長に金玉均の処遇を細々と規定した訓令を送った。それに従い、金玉均の生活は毎月整理され内務省及び外務省に報告されたのである。

小笠原島での金玉均の生活は、定期船がある度に取材され日本の新聞を通して日本社会に報じられていたのだが、特記すべきことはなかった。彼は主に禅書を読み、囲碁をしながら時間を過ごしていた¹²。小笠原島の蒸し暑い気候は健康に悪影響を与え、金玉均は山縣に疾病のことを訴え続け、移住を求めたものの全く受け入れられなかった¹³。

しかし、1888年に入り、再び金玉均と日本国内の反政府勢力との結託が懸念され、暗殺企図の動きが察知され始めると、新任の外務大臣大隈重信は、むしろ金玉均を都市の近くに連れてきて監視した方が有利ではないかという判断を下し、同年8月、金玉均を北海道の札幌に移寓させたのである¹⁴。

⁹ 요시노부 세가와（瀬川義信）、1981「日本近代史에서 본 亡命者問題」『韓日關係研究所紀要』10・11、영남대 한일관계연구소（嶺南大韓日關係研究所）、169쪽。

¹⁰ 國史編纂委員會所蔵、マイクロフィルム NO. 03059、MT1124「栗野慎一郎復命書」、00430～00431。

¹¹ 『日本外交文書』19巻、582～583頁。

¹² 金玉均は交流できそうな人がいなかったため、小笠原島の子供たちを友として過ごしたが、後日上海まで遂行した和田延次郎はその子供の一人であった(関泰瑗、1947『甲申政變과 金玉均』국제문화협회(國際文化協會)、82쪽)。その他に柳赫魯が三ヶ月に一回ある定期船でやってきて朝鮮と日本の情勢を報告し、注文された揮毫を書いてもらって帰ったのと、1887年、本因坊秀栄が慰勞を兼ねて訪れて三ヶ月ぐらい生活を共にした程度である。

¹³ 『日本外交文書』19巻、584～586頁。

¹⁴ 『日本外交文書』22巻、427～428頁。

4. 日本の対清政策の変化と金玉均の東京帰還

1890年、金玉均は東京に帰ってきた。内務大臣西郷従道の提案によって閣議を経て11月21日抑留が解除された。西郷が提示した抑留解除の理由は、金玉均と野党の民党（民権派各党の総称）との結託や朝鮮の刺客派遣などのその間の懸念が消えたこと、そして金玉均の療養のためであった¹⁵。しかし、内地自由居住許可の本当の理由は別のところにあったと思われる。

金玉均の東京居住への要求はすでに小笠原島に送致されていた時期から続いたが、その都度日本政府に拒否され、北海道に移寓させられただけであった。また、朝鮮の刺客派遣問題に対しても、朝鮮駐在の臨時代理公使である近藤真鋤は1889年の金玉均の1次東京居住の時からその可能性を警告していた¹⁶。そして金玉均と民党との結託に対する懸念もきれいに解消されたわけではなかった。

金玉均が内地に移住し清に向かうまでの期間は、日本の第1議会から第5議会に当る時期であった。当時、日本政府と民党は「海軍力の拡張」と「民力休養」、「条約改正」などの問題をめぐって熾烈に争っていた。依然として金玉均にまつわる政治および外交上の懸念は消えていなかったが、日本政府はいきなり内地自由居住を許可した。当時、日本の各新聞は金玉均の内地自由居住許可を「自由解放」であると報じたが、金玉均に対する日本政府の監視は続き、秘密文書として報告されたのである¹⁷。

これは、日本政府が金玉均の身辺に変化が生じることを恐れていた以前の受動的な立場から積極的な立場に転換したことを意味する。1890年代に入り、日本政府は対外的に清国あるいは朝鮮から金玉均暗殺企図があれば、それを清との紛争の火種として利用しようとする目的が窺える。対内的には政府と対立中の民党勢力が金玉均を使って政府を攻撃しようとするなら、これを引き金に「大井憲太郎事件」の時と同様に、民党勢力を弾圧しようとする意図として捉えるべきである。

5. 金玉均暗殺事件と日本の対清開戦世論の助成

内地移住と自由活動が許可され金玉均が東京に戻ると、再び朝鮮政府は金玉均暗殺を計り始めた。金玉均暗殺の企画者である李逸植の来日は1892年4月9日であった¹⁸。彼は、権東寿・権在寿・金泰元・川久保常吉および上海での金玉均暗殺の実行者である洪鍾宇などを同調者に糾合し、亡命者たちに近寄った。和田の証言によれば、当時金玉均は李逸植・洪鍾宇らが刺客であることをすでに知っていたという。しかし、金玉均は彼らを通して李鴻章との談判のための清行の旅行経費を拵えようとした。李逸植らは金玉均の渡清計画に合わせて暗殺計画を構想したと思われる。

金玉均の清行はその危険性のため朴泳孝や頭山満を始めとした知人から丁重に引きとめられ、金玉

¹⁵ 『日本外交文書』23巻、335頁。

¹⁶ 『日本外交文書』22巻、428～429頁。

¹⁷ 金玉均の動静は完全に内務当局より把握されていた。とりわけ、これを記した文書の欄外には「秘」と筆で書かれている。(琴乗洞、1991 『金玉均と日本—その滞日の軌跡』緑蔭書房、703～704頁)。

¹⁸ 古筠金玉均正傳編纂委員会、1984、「李逸植의 예심조서」『古筠金玉均正傳』電鑛産業社、473頁。

均自身もそれについて十分に認識していた。しかし甲申政変以来、同志であると信じ込んでいた福沢を始めとする日本の自由民権者らは急激に国権論者になっていき、対清開戦を想定した日本政府は軍備拡張に熱を上げ続けていた。あげくの果てに1890年帝国議会で内閣総理山縣有朋は「主権線・利益線」という演説を通して朝鮮半島における日本の利益線の実現を公言した。1894年当時、日本社会は対外膨張欲求が広がっていた。そうした日本社会の動きを捉えていた金玉均にとって、清行はリスクを伴うものであっても諦めることのできないものであったのである。上海に発つ前に金玉均が宮崎滔天と交わした対話は、彼が上海行をどのような覚悟で臨んでいたかを示してくれる。

(略) 人間万事運命だ、虎穴に入らずば虎兇を得ずさ、李鴻章が僕を騙さうと思ふて辞を卑うして迎へる、僕が奴を騙さうと思ふて其舟に乗る、先方に行つて直ちに殺されるか幽囚さるれば即ち已む、五分間でも談話の時間を与ふれば僕のものだ、兎に角問題は一ヶ月で決する、(略)¹⁹

1894年3月23日、金玉均は上海に向かった²⁰。その時、金玉均に同行したのは、お付きの和田、通訳であり駐日清国公使館員である吳葆仁、そして刺客の洪鍾宇、この三人である。金玉均は27日の午後、上海に着いたが、翌日の28日午後3時頃、宿泊先である東和洋行の客室で洪鍾宇に狙撃され死亡する。彼の死亡事件は、上海駐在の大越成徳総領事代理から金玉均の行動を監視しろという内命を受けていた東和洋行の主人吉島徳三²¹より租界地の警察当局である工部局警察部に通報された。

金玉均暗殺事件は直ちに朝鮮・清・日本の三国政府に知らされ、関連国が機敏に対応した。しかし、金玉均暗殺とその処理過程において最も素早く主導的に動いたのは日本政府であった。日本政府は、暗殺事件の約一カ月前から香港駐在日本領事・中川恒太郎の報告を受け、具体的な暗殺陰謀をすでに察知していた。この報告は2月10日に外務省に受け付けられた。事案の特性上そして金玉均に関する措置が閣議で決まった以前の慣例からすれば、日本の内閣に金玉均暗殺陰謀が報告されていたに違いない。ところが、日本政府は全く動かなかつたのである。むしろ金玉均の死亡を待っていたのではないかという疑念が拭えない。

こうした日本政府の一面を示してくれるのが、金玉均暗殺の前日である3月27日、陸奥が前任の外務大臣青木駐英公使に感想を書き記した書簡である。この書簡で陸奥は、「何か人目を驚かす程の事業をなすにあらざれば、この騒々しき人心を鎮静すべからず」と強調した上で、「故なき戦争を起す訳にも参らず」、ゆえに「唯一の目当は条約改正の一事なり」と、政府の大変な状況を吐露した²²。

国会開設以来、政府と議会との対立は1894年に入り絶頂に達していた。しかし、議会の地租軽減および軍事費削減闘争は明治天皇の「建艦詔勅」一言で呆気なく崩壊してしまった。それ以来、議会在政府の対外政策を弱すぎると非難し国権拡張を主張したことからすれば、根本的に政府と対立したのではなかつた。ところが、議会在十分に発言できず停会が続いただけでなく、理由を明かさなまま解散させる政府の圧制は反政府的な気運を議会在から国民へと拡大させた。1894年3月の総選挙においても依然として民党の優勢であった。日本政府の指導者たちは国内の政治的不安を打開し危機から抜

¹⁹ 河村一夫、1987「李鴻章と金玉均との関係」『日本外交史の諸問題』南窓社、14頁、孫引き。

²⁰ 『時事新報』明治27年3月27日。

²¹ 『日本外交文書』27-1巻、487頁。

²² 信夫清三郎、1974『日本外交史』1、毎日新聞社、166頁。

け出す道を、戦争に求めるようになったのである²³。

甲申政変以後、対清開戦を目標に日本は軍備を増強してきたので、ある程度戦争遂行の体制が整っていた。「理由なき戦争」として内外から糾弾されないためにも開戦の口実を見つけ出さねばならなかった。上の陸奥外務大臣の書簡は政府の当局者が密かに抱いていた思いを表明したものであったが²⁴、翌日上海で金玉均が暗殺された件が打電された²⁵。

暗殺の事実が伝わった28日、日本政府は迅速に朝鮮駐在の大鳥公使を通して「金玉均暗殺」を朝鮮政府および袁世凱に伝えた。朝鮮政府は袁世凱と協議し金玉均の遺骸引渡しを協議した。29日、検屍の後、遺骸は和田に引渡され、洪鍾宇は會審衙門に起訴された。この時点まで、上海駐在の日本総領事は和田による遺骸の日本への輸送を反対しなかった。しかし、そういう領事の方針は本国の訓令によって直ちに変更される。同日、陸奥外務大臣は「係わっている日本人が誰であれ、領事は絶対過度に保護しないこと」の訓令を大越総領事代理に下達した²⁶。翌日の31日には「金玉均の遺骸が日本に搬入されないように最善を尽くせ」という訓令を下達した²⁷。したがって、金玉均の遺骸を日本に移送しようとした和田の努力は日本領事館の妨害で阻止されたのである。

金玉均の遺骸と洪鍾宇は清国の軍艦・威靖号で朝鮮に移送され、4月14日、朝鮮政府に引き渡された。その日の夜、楊華鎮で金玉均の遺骸は陵遲処斬され、彼の首には「謀叛大逆不道罪人である(金) 玉均を本日楊華鎮で時を待たずに陵遲処斬する」という木牌が掲げられた²⁸。

金玉均暗殺以後の三国の対応を見ると、朝鮮と清は初めから協力関係にあったことが明白である。しかし見逃すことのできないことは、日本政府はすでに金玉均に対する暗殺陰謀を把握していたという点と暗殺の全過程において朝鮮と清が協力できるように情報を提供したのはいつも日本であったという点である。そして暗殺をめぐる政局を主導的に利用したのも日本政府である。

金玉均暗殺事件は3月30日より新聞を通して日本社会に一齐に報じられた²⁹。その後、日本の新聞は数ヵ月間に渡って大々的に報道し続けたが、この暗殺事件は日本国民に大きな衝撃を与えたのである。最初はほとんど金玉均暗殺に対する哀悼の論調であったが、時間が経つにつれ、次第に変化し4月5日からは「金玉均追悼義損金」募集のために15社の新聞社が合同で紙上キャンペーンを行なった³⁰。30日から展開されたこのキャンペーンは、日本社会で類のないこととして、金玉均の追悼を社会全体に拡げるのに十分なことであった。

そんな中、金玉均の遺骸が朝鮮で陵遲處斬されたことが報じられた。そして朝鮮政府の野蛮性を浮き彫りにする記事が連日続いた³¹。その段階で、新聞の論調は哀悼から次第に朝鮮と清の野蛮的な行

²³ 信夫清三郎、前掲書、150～166頁。

²⁴ 藤原彰、巖秀鉉訳、1994 『日本軍事史』時事日本語史、101頁。

²⁵ 『日本外交文書』27-1巻、484頁。

²⁶ 『日本外交文書』27-1巻、486頁。

²⁷ 『日本外交文書』27-1巻、495頁。

²⁸ 『日本外交文書』27-1巻、507～509頁、506頁。

²⁹ 『時事新報』・『東京日日新聞』・『國民新聞』明治27年3月30日。

³⁰ 『時事新報』明治27年4月5日。

³¹ 『東京日日新聞』明治27年4月18日；『時事新報』明治27年4月18・24日；『國民新聞』明治27年4月29日。

為に対する糾弾へと発展していった³²。一方、事件直後、頭山満など金玉均の故友を名乗る在野の対外強硬派は「金氏友人会」を結成し大々的な追慕事業を展開した。世論は文明の力をもって野蛮を膺懲すべきであるという、すなわち対清開戦の要求へと発展していったのである。

こうした動きに対し、日本政府の措置は、表向きでは徹底した放棄であった。当時、反朝鮮・反清の世論を助成する代表的な新聞は福沢の『時事新報』と『東京日日新聞』であった。『時事新報』はすでに1885年、福沢の「脱亜論」をきっかけにして対外侵略論を堅持していた。そして『東京日日新聞』は明治政府の機関誌であった³³。このことは日本政府が言論を通して金玉均暗殺事件を対清開戦世論の助成に利用したことを物語る。

5月15日になると、衆議院では金玉均暗殺事件に対する政府の対応を批判すると同時に、対清開戦も辞さないという要旨の演説が行なわれた。31日は、政府の軟弱外交を批判し「内閣弾劾上奏案」が可決する。これに先立ち、20日には「金氏友人会」の主導で貴族院・衆議院議員および全国82社の新聞社代表が葬儀委員として参加し、「金玉均葬儀」が盛大に行なわれた³⁴。また、日本の文化界では金玉均の暗殺をテーマにした演劇が高い人気を誇っていた。それは金玉均暗殺をめぐる朝鮮および清への糾弾とそれに対する膺懲を描いていた³⁵。

金玉均の葬儀が行なわれた翌日、的野半介は玄洋社の代表として川上操六参謀次長を訪れ、清との開戦を主張した。川上は「何分にも伊藤首相が非戦論の親玉であるから、如何なる理由があつても戦争などとは思ひも寄らぬことである」と述べたが、直ちに語を改めて「誰か一人付け火をする者はいか。火の手が擧がりさへすれば火消しは我々の任務」と答えた³⁶。このように日本政府は対清開戦世論の助成において公に乗り出さなかったものの、受動的に開戦世論に従うような姿勢をとったのであるが、それは日清戦争で列強の干渉を懸念した日本政府の一貫した方針であった³⁷。この頃、日本の世論は対清開戦に統一していた。実際、世論で強硬論と開戦要求は質的に違うものである。日本で一般的な対清強硬世論が具体的な対清開戦要求へと転換する決定的な役割を果たしたのが金玉均暗殺事件であった。

日本国内の統一した強硬世論を基に、日本は迅速に決戦体制に突入した。参謀本部はすでに5月下旬から朝鮮派兵のための輸送準備に着手し、6月5日に戦時大本営を設置、翌日の6日に清兵の派兵が知らされると、直ぐに朝鮮に派兵した。7月16日には新しい「日英通商航海条約」が調印されることで、日本政府が何より懸念していた清日開戦に対する列強の干渉も排除された³⁸。

このように、開戦に対する国内外の理解を得た日本は、23日韓国の景福宮占領を皮切りに日清戦争に突入したのである。

³² 『東京日日新聞』明治27年4月17日・20日；『時事新報』明治27年4月24日。

³³ 松下芳男、1960『日本軍制と政治』くろしお出版、211～218頁。

³⁴ 『時事新報』明治27年5月22日。

³⁵ 琴秉洞、前掲書、867～868頁。

³⁶ 玄洋社社史編纂会、1917『玄洋社社史』435～437頁；黒龍会編、『東亜先覚志士記伝』上、原書房、143～144頁。

³⁷ 陸奥宗光・김승일 (キム・スンイル) 訳、1993『건건록 (蹇蹇録)』、범우사 (ボム社)、36頁。

³⁸ 『日本外交文書』27-1巻、113頁。

6. おわりに

亡命以降の金玉均の処遇は、日本政府の対朝鮮および対清政策によって変わっていった。日本政府は開化派の亡命直後、甲申政変の責任回避のために彼らが亡命した事実そのものを否定した。その後、「朝露密約」、巨文島事件によって朝鮮が列強の角逐の場として台頭すると、甲申政変後、朝鮮問題において直接的な対清牽制力を失っていた日本は金玉均引渡しの件を対清共助のための交渉カードとして利用した。しかし、朝鮮の暗殺企図が続き、日本国内の反政府勢力と金玉均との連携が気掛かりであった。それは当時日本の最大問題であった不平等条約の改正に悪影響を及ぼす恐れのある問題であった。金玉均を国外追放することもできず、かといって国内に存置することもできなかった日本政府は金玉均を小笠原島・北海道へ送致した。

1890年以後、日本政府の対外政策が変化するにつれ、金玉均の自由居住が許可されたが、監視は続いた。これは、金玉均の身の上の変化は朝鮮・清・日本、三国の外交紛争になり得る問題であるので、それを避けようとした日本がこの時点においては積極的な金玉均の活用政策へと立場を転換したと捉えることができる。そして、最後に金玉均の暗殺事件は日清戦争のための日本国内の世論統合と対外的な名分獲得に利用されたのである。

[一緒に議論したい問題]

- 1) 近代東アジア社会における中国と日本の政治的亡命者はどのような人物であったのか。彼らは政治的に何を志していたのか。
- 2) 1890年代の日本で対外強硬論が広がった背景には何があったのか。
- 3) 19世紀後半、東アジア三国において三国連帯論あるいは三国の連帯に基づいた東洋平和論が登場した。三国の平等な連帯に基づいた東洋平和あるいは東アジア経済ブロックの実現は不可能な夢なのか。